

(案)

「東京都無電柱化計画」の策定に向けた庁内検討会設置要綱

制定 29道管安第129号
平成29年8月 日

(目的)

第1条 この要綱は、東京都無電柱化推進条例（平成29年東京都条例第58号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、「東京都無電柱化計画」を策定するため、「東京都無電柱化計画」策定に向けた庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内検討会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 「東京都無電柱化計画」の案の検討
- (2) その他「東京都無電柱化計画」策定のために必要な事項

(構成)

第3条 庁内検討会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

2 庁内検討会には座長を置き、建設局道路保全担当部長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 座長は、必要に応じて庁内検討会を招集し、会議を主宰する。

- 2 座長は、必要に応じて外部の意見を聞くことができるものとする。
- 3 会議は、非公開とする。
- 4 会議資料及び議事録は、原則公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は、非公開とすることができます。

(事務局)

第5条 庁内検討会の運営のための事務は、建設局道路管理部安全施設課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討会の運営に関し、必要な事項は座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年8月 日から施行し、「東京都無電柱化計画」の公表日にそ の効力を失う。

別表 1

政策企画局	調整部	政策課	技術政策担当課長
都市整備局	都市づくり政策部 市街地整備部 都営住宅経営部	広域調整課 企画課 防災都市づくり課 区画整理課 施設整備課	政策調整担当課長 企画課長 防災都市づくり調整担当課長 区画整理課長 施設整備課長
建設局	道路管理部 道路建設部	安全施設課 計画課 道路橋梁課	道路保全担当部長 【座長】 安全施設課長 調整担当課長 計画課長 道路橋梁課長
港湾局	港湾整備部 臨海開発部	計画課 開発整備課	計画課長 開発整備課長